

「書き切り型SDカードの購入」に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので公告する。

令和7年5月15日

山梨県知事 長崎 幸太郎

入札参加者は、この公告のほか、関係法令、共通入札説明書等を必ず熟覧、承知のうえ入札に参加すること。

1 入札案件等

案件番号	警察本部－2500027
案件名	書き切り型SDカードの購入に係る一般競争入札
調達品名・数量	書き切り型SDカード 20,400枚
規格等	仕様書のとおり
納入期限	令和7年7月31日
納入場所等	山梨県警察本部（甲府市丸の内1丁目6番1号） 交通指導課 5,600枚 鑑識課 10,480枚 保安課 640枚 地域課 3,600枚 警備一課 80枚

2 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

2 この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者

3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないもの

4 山梨県内に本店を有する者

5 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第124条第2項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿の登載者のうち認定種目が次の者

「文具・事務機」「情報機器」

3 入札説明書等を交付する場所等

交付、問い合わせ及び書類提出先	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県出納局管理課 電 話 055-223-1395 FAX 055-223-1324 電子メールアドレス sui-kanri@pref.yamanashi.lg.jp ※山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
交付方法	仕様書、共通入札説明書、(物品売買)契約書案及び申請様式等は山梨県公式ウェブサイトに掲載するほか山梨県出納局管理課で直接交付する。

4 入札参加資格の確認

申請期間	公告の日～令和7年6月4日 午後5時(必着)
提出書類	1 入札参加資格確認申請書 2 誓約書 3 機器提案書 ※調達物品の規格(仕様)に適合し、かつ必ず納期までに納入できる機器を提案すること。なお、県の提示品を納入する場合は提出不要 4 納入実績書及び契約書の写し(契約保証金の免除を希望する場合) ※過去2年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行した実績がわかるもの。 5 返信用封筒(110円切手を貼付し、封筒に返信先と案件名を記載) ※提出された確認申請書等は返却しない。また、提出書類に関し説明や補正を求められた場合は応じること。
提出方法	持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。
結果通知	令和7年6月9日までに郵送する。

5 入札公告等への質問

質問期間	公告の日～令和7年5月22日 午後5時(必着)
提出書類	質問書

提出方法	持参、ファクシミリ又は電子メールによる。 ※持参以外は、提出した旨を必ず電話連絡すること。
回答方法	令和7年6月2日までに出納局管理課へ掲示するほか山梨県公式ウェブサイトへ掲載する。

6 山梨県物品等競争入札参加資格に係る認定種目の変更

申請期限	令和7年5月22日 午後5時（添付書類は必着）
申請方法	1 山梨県電子申請システム「やまなしくらしねっと」に必要事項を入力し、期限までに送信する。 2 申請書及び添付書類は郵送又は持参（当該入札への参加希望予定であることを連絡すること）
結果連絡	令和7年6月2日までに山梨県電子申請システム「やまなしくらしねっと」により結果を連絡する。

7 入札執行

入札日時	令和7年6月12日 午後1時30分
入札場所	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館1階 出納局入札室
入札金額	契約希望金（総額）の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜金額）
入札書の提出方法	入札参加者本人又は代理人が、入札日時・場所において直接入札箱に投入する。郵送の場合は共通入札説明書に記載されている方法により、入札日前日の午後5時まで（必着）に書留郵便により提出すること。
入札の無効	規則第129条の規定に該当する入札は、無効とする。

8 その他

入札保証金	規則第108条の2第2項により免除とする。
契約保証金	規則第109条の2の規定に該当する者は免除とする。
違約金	落札者が契約を結ばないとき又は落札者に不正行為のあったことが判明し落札を取り消されたときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
最低制限価格	無
前払金	無

留意事項	再度入札について <u>入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札を辞退したものみなす。</u>ただし、郵送での入札参加者がいる場合は、別に日時を定め再度入札を行う。 なお、入札書の提出方法等は、7 入札執行に同じ。
------	--